

【 農林漁業金融公庫に対する損失補償に係る補正予算について 】

滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社が農林漁業金融公庫から資金借入を行っていることについて、滋賀県が公庫と損失補償契約を締結しており、原契約証書に定める最終償還期限到来後10ヵ月の期間満了の日において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額（遅延損害金含む）に相当する金額を、県が公庫に補償すべき損失額として、補償しなければならない。

現在特定調停の中で、全債務残高を対象に交渉しているところではあるが、合意が図れていない現段階においては、今後の調停の維持ならびに個別協議を継続し、円滑に早期の解決を図る観点から、県に損失補償の義務が発生するものについては履行すべきものとして、補正予算を組むこととする。

（今回補正予算額）

延滞元金相当額	26,158,804円
延滞利息相当額	2,746,674円
遅延損害金相当額	863,318円
計	29,769千円

（今回対象となる債権）

借入日	昭和47年10月20日
当初借入金	453,640,000円
最終償還期日	平成19年7月10日
損失確定日	平成20年5月10日